相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区助光二丁目一四〇一番地、最後の住所愛知県額田郡幸田町大字坂崎字七曲り一番地二

被相続人　亡　幸村　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

愛知県岡崎市三崎町一ノ三〇

相続財産管理人　弁護士　蜂須賀邦夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区東加賀屋二丁目三八番地、最後の住所大阪府大阪市西成区天下茶屋一丁目一八番二一号

被相続人　亡　辻　ミヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　弁護士　木村　修大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市児島田の口四丁目一二番、最後の住所岡山県倉敷市児島下の町九丁目二番二二号

被相続人　亡　難波　幸三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

事務所岡山市北区南方一丁目七番二一号ＳＵＭＩＫＡビル二階みどり法律事務所

相続財産管理人　火矢　悦治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字川曲四四九番地、最後の住所山口県周南市大字徳山八四〇五番地きさんの里

被相続人　亡　河野　成人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

事務所山口県周南市岐南町八番三一号

相続財産管理人　司法書士　木村　翔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市鋳銭司四三二七番地、最後の住所山口県山口市鋳銭司一八一八番地三

被相続人　亡　岡屋　利則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

山口県山口市中央四丁目二番四号

相続財産管理人　弁護士　内山　新吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市知寄町一丁目六六番地、最後の住所高知県南国市岡豊町蒲原二三八番地県営住宅Ｆ棟三〇一号

被相続人　亡　有岡　學

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

事務所高知県高知市鷹匠町二丁目二番三四号戸梶ビル二階一号金子努法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市樫山町一八六九番地、最後の住所長崎県長崎市樫山町一八六九番地一

被相続人　亡　松下　繁行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

長崎県長崎市桜町三番一二号中尾ビル四階

相続財産管理人　佐野　竜之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女市黒木町笠原五二九二番地、最後の住所熊本県山鹿市津留二七七六番地一

被相続人　亡　緒方　忠行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

熊本県熊本市北区清水本町一〇番八〇号ｅｆ壱番館一〇二号

相続財産管理人　上田　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市大字白木三二七九番地、最後の住所大分市賀来北二丁目二〇番一号ファミーユⅠ二〇三

被相続人　亡　都　勝人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十八日

大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル四階　相続財産管理人　麻生　昭一

無縁墳墓等改葬公告

墓域内墳墓使用状況適正化のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成三十年三月二十八日

一　墳墓等所在地　東京都台東区谷中一丁目五番三号

一　墳墓等の名称　上聖寺墓所　Ｃ三七九　藤田家、Ｃ三七四　福田家、Ｆ一一四　片山家

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍はすべて不詳　Ｃ三七九　藤田利男　藤田キン　藤田正春　藤田清一郎　藤田貞　藤田フサ　木村政一　木村おさと　藤田三之助　藤田徳次郎、Ｃ三七四　内田康代、Ｆ一一四　片山栄太郎　片山健　片山ゆき　片山安太郎　片山とく　片山駒吉　片山かね子　片山たま子

一　改葬を行おうとする者　東京都台東区谷中一丁目五番三号　宗教法人上聖寺　代表役員　豊田　英成

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等の改葬をすることになりましたので、墓地使用者や死亡者の縁故者等及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成三十年三月二十八日

一　墳墓等所在地　香川県丸亀市南条町九

一　墳墓等の名称　宗泉寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳七四五基

一　改葬を行おうとする者　香川県丸亀市南条町九　宗泉寺　成田　智栄

第17期決算公告

平成30年3月28日

東京都港区西新橋一丁目5番8号西新橋1丁目川手ビル8F

ソンウォンインターナショナルジャパン株式会社

代表取締役　崔　宰源

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,670,569	流動負債	3,031,087
固定資産	17,342	（賞与引当金）	(20,617)
繰延資産	48,989	（有給休暇引当金）	(8,052)
		固定負債	55,136
		（その他長期引当金）	(51,079)
		株主資本	650,677
		資本金	40,000
		利益剰余金	610,677
		その他利益剰余金	610,677
		（うち当期純利益）	(189,214)
資産合計	3,736,900	負債・純資産合計	3,736,900